栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

- イ 管理栄養士を1名以上配置していること。
- ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
- ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
- 二 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価すること。
- ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している単独型・併設 型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応 型通所介護事業所であること。
- 7 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注において「口腔機能向上サービス」という。)を行った場合は、口腔機能向上加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき100単位を所定単位数に加算する。ただし、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。
  - イ 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。
  - ロ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。

サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

- イ 管理栄養士を1名以上配置していること。
- ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
- ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
- 二 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価すること。
- ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所であること。
- 8 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注において「口腔機能向上サービス」という。)を行った場合は、口腔機能向上加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき150単位を所定単位数に加算する。ただし、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。
  - イ 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。
  - ロ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。

- ハ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯 科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとと もに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。
- 二 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に 評価すること。
- ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している単独型・併設型 指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通 所介護事業所であること。
- 8 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者 生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、 地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護を受けている間は、認知症対応型通所介護費 は、算定しない。

- 3 小規模多機能型居宅介護費
  - イ 小規模多機能型居宅介護費(1月につき)

(1)	経過的要介護	4,469単位
(2)	要介護 1	11, 430単位
(3)	要介護 2	16, 325単位
(4)	要介護 3	23, 286単位
(5)	要介護 4	25, 597単位
(6)	要介護 5	28, 120単位
7.7	~ / I II ~ -	·

注1 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)に登録した者について、登録者の要介護状態区分に応じて、登録している期間1月につきそれぞれ

- ハ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯 科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとと もに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。
- 二 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に 評価すること。
- ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している単独型・併設型 指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通 所介護事業所であること。
- 9 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者 生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、 地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護を受けている間は、認知症対応型通所介護費 は、算定しない。

### ハ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村 長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は 共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認 知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、 1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げる いずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他 の加算は算定しない。

 (1) サービス提供体制強化加算(I)
 12単位

 (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
 6単位

3 小規模多機能型居宅介護費

イ 小規模多機能型居宅介護費(1月につき)

(1)要介護 111,430単位(2)要介護 216,325単位(3)要介護 323,286単位(4)要介護 425,597単位

(4) 要介護 4 (5) 要介護 5

28,120単位

注1 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)に登録した者について、登録者の要介護状態区分に応じて、登録している期間1月につきそれぞれ

所定単位数を算定する。ただし、登録者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生 労働大臣が定めるところにより算定する。

- 2 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入 居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定 施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所 者生活介護を受けている間は、小規模多機能型居宅介護費は、 算定しない。
- 3 利用者が一の指定小規模多機能型居宅介護事業所において、 指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第6 2条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。) を受けている間は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以 外の指定小規模多機能型居宅介護事業所が指定小規模多機能型 居宅介護を行った場合に、小規模多機能型居宅介護費は、算定 しない。

## 口 初期加算

30単位

注 指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して3 0日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位 数を加算する。30日を超える病院又は診療所への入院後に指定小 規模多機能型居宅介護の利用を再び開始した場合も、同様とする。 所定単位数を算定する。ただし、登録者の数又は従業者の員数 が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生 労働大臣が定めるところにより算定する。

- 2 指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービス (指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する通いサービスをいう。)、訪問サービス(指定地域密着型サービス基準 第63条第1項に規定する訪問サービスをいう。)及び宿泊サービス(指定地域密着型サービス基準第63条第5項に規定する宿泊サービスをいう。)の算定月における提供回数について、登録者1人当たり平均回数が、週4回に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。
- 3 登録者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入 居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定 施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所 者生活介護を受けている間は、小規模多機能型居宅介護費は、 算定しない。
- 4 登録者が一の指定小規模多機能型居宅介護事業所において、 指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第6 2条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。) を受けている間は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以 外の指定小規模多機能型居宅介護事業所が指定小規模多機能型 居宅介護を行った場合に、小規模多機能型居宅介護費は、算定 しない。

## 口 初期加算

30単位

注 指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して3 0日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位 数を加算する。30日を超える病院又は診療所への入院後に指定小 規模多機能型居宅介護の利用を再び開始した場合も、同様とする。

### ハ 認知症加算

(1) 認知症加算(I)

800単位

(2) 認知症加算(Ⅱ)

500単位

注 別に厚生労働大臣が定める登録者に対して指定小規模多機能 型居宅介護を行った場合は、1月につきそれぞれ所定単位数を 加算する。

二 看護職員配置加算

			,	
	応型共同生活介記 対応型共同生活介護 1	こつき)	831.	単位
(1) 3/1	H.E. I		301	,

4

	000111
(1) 看護職員配置加算 (I)	900単位
⑵ 看護職員配置加算 (Ⅱ)	700単位
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合	
て市町村長に届け出た指定小規模多機能型居	
いては、当該施設基準に掲げる区分に従い、	
れ所定単位数を加算する。ただし、この場合	
員配置加算(I)を算定している場合は、看護	職員配置加算(Ⅱ)
<u>は算定しない。</u>	
<u>木 事業開始時支援加算</u>	
(1) 事業開始時支援加算(Ⅰ)	500単位
⑵ 事業開始時支援加算(Ⅱ)	300単位
注1 (1)については、事業開始後1年未満の指	
居宅介護事業所であって、算定月までの間	
録定員(指定地域密着型サービス基準第66	
定員をいう。以下同じ。)の100分の80に満	
多機能型居宅介護事業所について、平成24	<u> 年3月31日までの</u>
間、1月につき所定単位数を加算する。	
2 (2)については、事業開始後1年以上2年	
多機能型居宅介護事業所であって、算定月	
の数が登録定員の100分の80に満たない指定	
宅介護事業所について、平成24年3月31日	までの間、1月に
つき所定単位数を加算する。	
へ サービス提供体制強化加算	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合してい	
村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事	
対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場	
掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定!	
ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定して	:いる場合において
は、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
(1) サービス提供体制強化加算(I)	500単位
⑵ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	350単位
(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	350単位
4 認知症対応型共同生活介護費	
イ 認知症対応型共同生活介護費(1日につき)	~ ~
(1) 要介護 1	831単位

930単位

848単位 (2) 要介護 2 865単位 (3) 要介護 3 882単位 (4) 要介護 4 900単位 (5) 要介護 5 ロ 短期利用共同生活介護費(1日につき) 861単位 (1) 要介護 1 (2) 要介護 2 878単位 895単位 (3) 要介護3 912単位 (4) 要介護 4 930単位 (5) 要介護 5

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型サービス基準第90条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型サービス基準第89条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、利用者の数又は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

(2)	要介護 2	848単位
(3)	要介護 3	865単位
(4)	要介護 4	882単位
(5)	要介護 5	900単位
<b>п</b> 9	短期利用共同生活介護費(1日につき)	
(1)	要介護 1	861単位
(2)	要介護 2	878単位
(3)	要介護 3	895単位
(4)	要介護 4	912単位

注 ] 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生 労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満た すものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。)に規定は規定は 事業所(指定地域密着型サービス基準第90条第1項に規定する指 定認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型サービス 準第89条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。 準第89条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。 のとして、当該施設基準に掲げる区分に従いる を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従いする に、当該を勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさる。 ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさる。 なお、利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定めるところにより 算定する。

- 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定地域密着型サービス基準第90条第1項に規定する夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数に1を加えた数以上の数の介護従業者(指定地域密着型サービス基準第90条第1項に規定する介護従業者をいう。)を配置しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所においては、夜間ケア加算として、1日につき25単位を所定単位数に加算する。
- 3 ロについて、医師が、認知症(介護保険法第8条第16項に規定 する認知症をいう。以下同じ。)の行動・心理症状が認められる ため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定認知症対応型共同

(5) 要介護 5

ハ 初期加算

30単位

注 イについて、入居した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。

二 医療連携体制加算

39単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長 に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、指定 認知症対応型共同生活介護を行った場合は、医療連携体制加算と して、1日につき所定単位数を加算する。 生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、入居を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

- 4 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、注3を算定している場合は算定しない。
- 5 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者 については、看取り介護加算として、死亡日以前 30 日を上限と して1日につき80単位を死亡月に加算する。ただし、退居した日 の翌日から死亡日までの間は算定しない。また、この場合におい て、医療連携体制加算を算定していない場合は、算定しない。

ハ 初期加算

30里位

注 イについて、入居した日から起算して30日以内の期間について は、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。

二 医療連携体制加算

39単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長 に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、指定 認知症対応型共同生活介護を行った場合は、医療連携体制加算と して、1日につき所定単位数を加算する。

木 退居時相談援助加算

400単位

注 利用期間が1月を超える利用者が退居し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退居時に当該利用者及びその家族等に対して退居後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助を行い、かつ、当該利用者の同意を得て、退居の日から2週間以内に当該利用者の退居後の居宅地を管轄する市町村(特別区を含む。)及び老人介護支援センター(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センターをいう。以下同じ。)又は地域包括支援センター(法第115条の39第1項に規定する地域包括支援センターをいう。)に対して、当該利用者の介護状況を示す文書を

# 5 地域密着型特定施設入居者生活介護費

イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)

(1)	要介護 1	549単位
(2)	要介護 2	616単位
(3)	要介護 3	683単位
(4)	要介護 4	750単位
(5)	要介護 5	818単位

注1 指定地域密着型特定施設(指定地域密着型サービス基準第109条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。)において、指定地域密着型特定施設入居者生活介護(同項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下「利用者」という。)の要介護

添えて当該利用者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに 必要な情報を提供した場合に、利用者1人につき1回を限度とし て算定する。

### へ 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対し専門的な認知症ケアを行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

 (1) 認知症専門ケア加算(I)
 3単位

 (2) 認知症専門ケア加算(II)
 4単位

## ト サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町 村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者 に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基 準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算 する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合に おいては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算(I)	12単位
(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	6 単位
(3) サービス提供体制強化加算(皿)	6 単位

## 5 地域密着型特定施設入居者生活介護費

イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)

(1)	要介護 1	571単位
(2)	要介護 2	641単位
(3)	要介護3	711単位
(4)	要介護 4	780単位
(5)	要介護 5	851単位

注 1 指定地域密着型特定施設(指定地域密着型サービス基準第109条第 1 項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。)において、指定地域密着型特定施設入居者生活介護(同項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下「利用者」という。)の要介護

状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、 看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準 に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算 定する。

2 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を 1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定地域 密着型特定施設において、利用者に対して、機能訓練指導員、 看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、 利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、 計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算と して、1日につき12単位を加算する。

口 夜間看護体制加算

10単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長 に届け出た指定地域密着型特定施設において、利用者に対して、 指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合に、1日に つき所定単位数を加算する。

- 6 地域密着型介護福祉施設サービス
  - イ 地域密着型介護福祉施設サービス費
    - (1) 地域密着型介護福祉施設サービス費(I)(1日につき)

20-24 ET /4 ET /4 ET /4 ET /4	
要介護 1	577単位
	648単位
	718単位
	789単位
	859単位
地域密着型介護福祉施設サービ	ス費(Ⅱ)(1日につき)
	要介護 1 要介護 2 要介護 3 要介護 4 要介護 5 地域密着型介護福祉施設サービ

2)	地攻街槽	型介護備性他故り一し入資(4)(10~~~)	
(-)	要介護	1	639単位
(-)	要介護		710単位
( <u>=</u> )	要介護		780単位

状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、 看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準 に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算 定する。

- 2 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を 1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定地域 密着型特定施設において、利用者に対して、機能訓練指導員、 看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、 利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、 計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算と して、1日につき12単位を所定単位数に加算する。
- 3 看護職員が、利用者ごとに健康の状況を継続的に記録してい る場合において、当該利用者の同意を得て、協力医療機関(指 定地域密着型サービス基準第127条第1項に規定する協力医療機 関をいう。) 又は当該利用者の主治医に対して、当該利用者の 健康の状況について月に1回以上情報を提供した場合には、医 療機関連携加算として、1月につき80単位を所定単位数に加算 する。

# 口 夜間看護体制加算

10単位

- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長 に届け出た指定地域密着型特定施設において、利用者に対して、 指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行った場合に、1日に つき所定単位数を加算する。
- 6 地域密着型介護福祉施設サービス
  - イ 地域密着型介護福祉施設サービス費
    - (1) 地域密着型介護福祉施設サービス費(I)(1日につき)

	E0034 (T
(-) 要介護 1	589単位
(二) 要介護 2	660単位
(三) 要介護3	730単位
四 要介護 4	801単位
(五) 要介護 5	871単位
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	

(2) 地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)(1日につき)

(-)	要介護 1	651単位
	要介護 2	722単位
<del>\-/</del> (=)	要介護3	792単位

四 要介護 4	851単位	四 要介護 4	863単位
④ 要介護 5	921単位	(五) 要介護 5	933単位
ロ ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費		ロ ユニット型地域密着型介護福祉施設サー	
(1) ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費(	(I) (1日につ	(1) ユニット型地域密着型介護福祉施設・	ナービス費(I)(1日につ
き)		き)	
<u>(−) 要介護 1</u>	657単位	(-) 要介護 1	669単位
(二) 要介護 2	728単位	二) 要介護 2	740単位
(E) 要介護 3	798単位	E) 要介護 3	810単位
四)要介護 4	869単位	四) 要介護 4	881単位
(五) 要介護 5	929単位	迅 要介護 5	941単位
(2) ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費(	II) (1日につ	(2) ユニット型地域密着型介護福祉施設+	ナービス費(II)(1日につ
き)		き)	
(-) 要介護 1	657単位	(-) 要介護 1	669単位
△ 要介護2	728単位	二)要介護 2	740単位
⑸ 要介護3	798単位	(E) 要介護 3	810単位
图 要介護 4	869単位	四 要介護 4	881単位
( <u>ā</u> ) 要介護 5	929単位	(五) 要介護 5	941単位
ハ 経過的地域密着型介護福祉施設サービス費		ハ 経過的地域密着型介護福祉施設サービス	費
(1) 経過的地域密着型介護福祉施設サービス費 (1日	につき)	(1) 経過的地域密着型介護福祉施設サービ	ス費(1日につき)
(-) 経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(I)		一) 経過的地域密着型介護福祉施設サー	・ビス費(I)
a 要介護 1	741単位	a 要介護 1	753単位
b 要介護 2	808単位	b 要介護 2	820単位
c 要介護 3	876単位	c 要介護 3	888単位
d 要介護 4	943単位	d 要介護 4	955単位
e 要介護 5	1,010単位	e 要介護 5	1,022単位
(二) 経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)		(三) 経過的地域密着型介護福祉施設サー	
<u>a 要介護 1</u>	803単位	a 要介護 1	815単位
b 要介護 2	870単位	b 要介護 2	882単位
<u>c 要介護 3</u>	938単位	<u>c 要介護 3</u>	950単位
d 要介護 4	1,005単位	d 要介護 4	1,017単位
e 要介護 5	1,072単位	e 要介護 5	1,084単位
(2) 旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サー	- ピス賞(1日)	(2) 旧措置入所者経過的地域密着型介護社	晶祉施設サービス質(1日)
につき) (-) 旧供要 3 応老経過的地域物差型人籍短短性和共	ぱっ 曲 / エ \	につき)	+=+  + <del></del>
(-) 旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サ		(-) 旧措置入所者経過的地域密着型介護 	
a 要介護 1	741単位	a 要介護 1	753単位

ь 要介護 2 又は要介護 3	845単位
c 要介護 4 又は要介護 5	976単位
(二) 旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サ·	ービス費(Ⅱ)
a 要介護 1	803単位
b 要介護2又は要介護3	907単位
O 5 /1 HZ 1 / 1 / 1 / 1 / 2 / 1 HZ 0	1,038単位
ニ ユニット型指定介護老人福祉施設における経過的地	域密着型介護
福祉施設サービス	
(1) ユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービ	ス費(1日に
つき)	
(-) ユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サー	ビス費(I)
a 要介護 1	808単位
b 要介護 2	875単位
c 要介護 3	943単位
d 要介護 4	1,010単位
e 要介護 5	1,077単位
(二) ユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サー	
a 要介護 1	808単位
b 要介護 2	875単位
c 要介護 3	943単位
d 要介護 4	1,010単位
e 要介護 5	1,077単位
(2) ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護福	≦祉施設サービ │
ス費(1日につき)	
(-) ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護	[福祉施設サー
ビス費(Ⅰ)	
a 要介護 1	808単位
b 要介護 2 又は要介護 3	912単位
c 要介護 4 又は要介護 5	1,043単位
(二) ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護	養福祉施設サー
ビス費(Ⅱ)	
a 要介護 1	808単位
b 要介護 2 又は要介護 3	912単位
c 要介護 4 又は要介護 5	1,043単位
注 1 イ、ロ、ハ(1)及びニ(1)については、別に厚生党	∮働大臣が定め

	b	要	介	護	又は要	介護:	3				857単位
,	c	要	介	護	又は要	介護:	5				988単位
(=)		旧排	置	入	<b>1</b> 者経過	的地址	或密着型	介護者	富祉施訂	ひサーヒ	【ス費(Ⅱ)
,_,	а			護							815単位
				7.00	又は要	介護:	3				919単位
					又は要						1,050単位
ュ	Ξ	ット	- 型	指	定介護老	人福	祉施設に	おけ	る経過	的地域	密着型介護
福祉											
						域密	着型介護	福祉:	施設サ	ービス	費(1日に
	き										
()		ュ=	: ツ	<b>h</b>	型経過的	地域智	密着型介	護福礼	止施設士	ナービス	く費(Ⅰ)
	а	要	介	護	ĺ						820単位
	b	要	介	頀	2						887単位
		要									955単位
		要									1,022単位
	е	<b>3</b>	八	護	5						1,089単位
(二)		ュニ	ニッ	۲	世経過的	地域領	密着型介	護福祉	止施設┪	サービス	ス費(Ⅱ)
				護							00034 /-
	b	罗	三介	護							887単位
	С	孠	介	護	3						955単位
	d	要	至介	護	1						1,022単位
		要									1,089単位
(2)	ュ	. = <u>v</u>	ソト	型	日措置入	所者	経過的地	也域密	着型介	護福祉	施設サービ
					<b>つき</b> )						
(-)	)	그 :	ニッ	1	型旧措置	入所	者経過的	的地域	密着型	介護福	祉施設サー
	ビ	ス費	ŧ (	I )							
		多									820単位
					2 又は要						924単位
					4 又は要						1,055単位
(=)					型旧措置	入所	者経過的	勺地域	密着型	!介護福	祉施設サー
		ス	-								
	_	3					····				820単位
							3				924単位
					4 又は要						1,055単位
注 1		イ、		1,	ハ(1)及ひ	<b>二</b> (1)	について	ては、	別に厚	生労働	大臣が定め

る施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を 行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして市町村長 に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型 サービス基準第130条第1項に規定する地域密着型介護老人福祉 施設をいう。以下同じ。)において、指定地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護(同項に規定する指定地域密着型介護 老人福祉施設入所者生活介護をいう。以下同じ。)(介護保険法 施行法(平成9年法律第124号)第13条第1項に規定する旧措置 入所者(以下「旧措置入所者」という。)に対して行われるも のを除く。)を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び 別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入所者の 要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。た だし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさな い場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。 なお、入所者の数又は介護職員、看護職員若しくは介護支援専 門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、 別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- 2 ハ(2)及びニ(2)については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、指定地域密着型介護福祉施設入所者生活介護(旧措置入所者に対して行われるものに限る。)を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入所者の介護の必要の程度に応じて定めて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。なお、入所者の数又は介護職員、看護職員若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 3 口及び二について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘 東廃止未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から

る施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を 行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして市町村長 に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型 サービス基準第130条第1項に規定する地域密着型介護老人福祉 施設をいう。以下同じ。)において、指定地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護(同項に規定する指定地域密着型介護 老人福祉施設入所者生活介護をいう。以下同じ。)(介護保険法 施行法(平成9年法律第124号)第13条第1項に規定する旧措置 入所者(以下「旧措置入所者」という。)に対して行われるも のを除く。)を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び 別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入所者の 要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。た だし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさな い場合は、所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。 なお、入所者の数又は介護職員、看護職員若しくは介護支援専 門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、 別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- 3 ロ及び二について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から

減算する。

5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設については、重度化対応加算として、1日につき10単位を所定単位数に加算する。

- 6 イ及びハについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護 老人福祉施設については、準ユニットケア加算として、1日に つき5単位を所定単位数に加算する。
- 7 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を 1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定地域 密着型介護老人福祉施設において、入所者に対して、機能訓練 指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が 共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画 に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能

減算する。

- 5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設については、日常生活継続支援加算として、1日につき22単位を所定単位数に加算する。
- 6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

(1)	看護体制加算(I)イ	12単位
(2)	看護体制加算(I)口	4 単位
(3)	看護体制加算(Ⅱ)イ	23単位
(4)	看護体制加算(Ⅱ)口	8 単位

7 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして市町村長に届け出た指定地域密着型 介護老人福祉施設については、当該基準に掲げる区分に従い、 1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

41単位
13単位
46単位
18単位

- 8 イ及びハについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護 老人福祉施設については、準ユニットケア加算として、1日につき5単位を所定単位数に加算する。
- 9 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を 1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定地域 密着型介護老人福祉施設において、入所者に対して、機能訓練 指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が 共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画 に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能

訓練加算として、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

- 8 専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する 常勤の医師を1名以上配置しているものとして市町村長に届け 出た指定地域密着型介護老人福祉施設については、1日につき2 0単位を所定単位数に加算する。
- 9 認知症(法第8条第16項に規定する認知症をいう。以下同じ。) である入所者が全入所者の3分の1以上を占める指定地域密着型介護老人福祉施設において、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われている場合は、1日につき5単位を所定単位数に加算する。
- 10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚、聴覚若しくは言語機能に障害のある者又は知的障害者(以下「視覚障害者等」という。)である入所者の数が15以上である指定地域密着型介護老人福祉施設において、視覚障害者等に対する生活支援に関し専門性を有する者として別に厚生労働大臣が定める者(以下「障害者生活支援員」という。)であって専ら障害者生活支援員としての職務に従事する常勤の職員であるものを1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設については、障害者生活支援体制加算として、1日につき26単位を所定単位数に加算する。
- 11 入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき320単位を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定できない。
- 12 平成17年9月30日においてユニットに属する個室以外の個室 (以下「従来型個室」という。)に入所している者であって、 平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入所するもの(別

訓練加算として、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

- 10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市 町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設において、 若年性認知症入所者(介護保険法施行令第2条第6号に規定す る初老期における認知症によって法第7条第3項に規定する要 介護者となった入所者をいう。)に対して指定地域密着型介護 老人福祉施設入所者生活介護を行った場合には、若年性認知症 入所者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算 する。
- 11 専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する 常勤の医師を1名以上配置しているものとして市町村長に届け 出た指定地域密着型介護老人福祉施設については、1日につき2 5単位を所定単位数に加算する。
- 12 認知症である入所者が全入所者の3分の1以上を占める指定地域密着型介護老人福祉施設において、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われている場合は、1日につき5単位を所定単位数に加算する。
- 13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚、聴覚若しくは言語機能に障害のある者又は知的障害者(以下「視覚障害者等」という。)である入所者の数が15以上である指定地域密着型介護老人福祉施設において、視覚障害者等に対する生活支援に関し専門性を有する者として別に厚生労働大臣が定める者(以下「障害者生活支援員」という。)であって専ら障害者生活支援員としての職務に従事する常勤の職員であるものを1名以上配置しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型介護老人福祉施設については、障害者生活支援体制加算として、1日につき26単位を所定単位数に加算する。
- 14 入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定できない。
- 15 平成17年9月30日においてユニットに属する個室以外の個室 (以下「従来型個室」という。)に入所している者であって、 平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入所するもの(別